

令和7年度第7回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年8月21日（木） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	9時52分から 11時44分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名

○廣谷部会長

ただ今から、第7回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。
初めに、本日の委員の出席状況、会議の成立状況等について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に御出席いただいております。

各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴の告示を行いまして、希望がありました2名の方が傍聴されています。以上です。

○廣谷部会長

はい。それでは、議題1 付帯事項の審議に入りたいと思います。
前回の専門部会で審議され、議決されました内容につきまして、説明をします。
金額、発効日につきましては全会一致で議決しましたので、部会報告書案の検討となります。事務局は、改正決定額1,045円、指定発効日を令和7年11月1日とした部会報告書案を配付してください。

〈事務局が部会報告書案を配付〉

○廣谷部会長

では、配付いただきました別紙1、別紙2について、労働者側御意見ござりますでしょうか。

〈労働者側意見等なし〉

○廣谷部会長

使用者側は、御意見ございますか。

〈使用者側意見等なし〉

○廣谷部会長

では、続きまして、付帯事項についてですけれども、御意見を伺いたいと思います。

労働者側は、付帯事項について御意見ございますか。

○濱地委員

はい。中小企業の皆さんへの支援策といういうものは当然のこと、あと価格転嫁もそうなんですが、我々労働者側として付帯事項を申し上げる前に1点だけ申し上げさせてもらいたいというふうに思います。

次年度の審議に向けて皆さんと心合わせをしたいといったところなんですが、地方審議会は金額を決める場でありまして、発効日を決める場ではないというふうに我々は理解してございます。今年度は例外として、来年以降は法定に則つて、法定どおりと是非していただきたいという要望です。この発効日を適用しなければ、なぜそれになったのかという単なる引き延ばしとなって、多くの労働者、いわゆる県民が事実上賃下げ、いわゆる不利益な取り扱いを強いられるということになります。使用者側は今回60円を超える大幅な引き上げだから、会社の賃金改定、補助金申請、それと資金準備という、この3つの要件に時間を要するという主張をしてございますけども、昨年の50円、51円アップの状況とどう変わるのでか、もしそうであるならば、先ほど申し上げました3つの要件について、賃金改定の準備をするタイミングも含めて、どれぐらいの時間を要しているのか、補助金申請をするに対する時間、そして、何件申請したのかといった実績、検証も十分していただいて、次年度の審議前に是非議論をいただきたいと思います。

いずれにしましても、法定発効日が原則であるといったところを我々労働者側として、改めて申し上げさせていただきたいというふうに思います。

その上で、付帯事項ですが、1点、特に今年の中央最低賃金審議会が遅延したといったところで、もっと中央では地方の法定発効日というものを意識していただいて、地方の審議に影響が出ない日程で審議を行い、一定の目安というものを提示していただきたいといったところ、1点申し述べさせていただきたいと思います。以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。

では、続いて使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者側委員で意見をまとめた文章がございますので、まずそれを説明させていただきたいと思います。その前に今、濱地委員から中小企業支援策が必要なことはもちろんのことということの発言に対しては、大変感謝を申し上げたいところであります。

毎年のことでありますけれども、中小企業支援策、この度はやっぱり骨太の方針のところから政府主導でといいますか、賃上げを要請される、それと併せて中小企業支援策が必要であるということについては、国、若しくは、都道府県を通じて支援をするということを約束をしていただいておりますので、残念なことは、そういったことを誘導されてる状況っていうのは賃金法からするとおかしいのではないかということを言いつつ、言う限りは、施策の中身について具体的に提示をされるべきでなかったか、その中でその審議をせざるを得なかったということについても強く主張していきたいと思います。中身については、河野委員の方から説明させていただきます。

○河野委員

はい。今お配りしている時間がない中で作ったんでいくつかまた手直しがいるかもわかりませんが御説明申し上げますと、上に書いてることは通常のことだと思うんですが、5点を大きくまとめさせていただいております。

まず、中小企業小規模事業者の生産性向上支援というのをしっかりとしてくれというのは従来からの話でございます。ものづくりとか、この生産性向上の補助金、こういったことで価格転嫁がちょっとずつ進んでいるとはいながらまだまだな部分もありますんで、こういったことも含めて賃上げの原資の確保ということの中でしっかりとしてくれというのが、まず1点です。

それから2つ目は、中小企業の最低賃金の引上げによる影響を軽減する策ということで、これはいわゆる厚労省関係かと思うんですけれども、いわゆる業務改善助成金だとか、キャリアアップの助成金だとか、こういったことが和歌山では今、去年から比べて300件くらいになっているとは思うんですけども、先ほど話にもありましたけど、段々進んできつつあるんですが、和歌山には中小企業が3万件ありますよね。3万件あって300しかないわけです。こういったことからいくとまだまだ周知だとか、相談体制というのをもっと強固にやってもらわないと、言うのは簡単ですが、やってますと開店しますけどお客様が来ないと意味がないわけで、お客様というの変ですか支援する人の部分

のことを全部網羅していただきたいくらいの話なんで。そういうことの相談体制を強く求めるかなと思っています。

それから年収の壁のことを書かせていただいている。年収の壁はもちろん労働者の方の調整がかかってしまう部分であるので、僕らもここについては特に話はないんですけども、就労調整がかかってくると年末にかけて、いわゆる就労調整のかかった働き控えになるということで、先ほど申し上げたように支援策も計画の策定だとか、あるいは、賃金規定の改定など仕事が毎年あることじゃないかという話もありますが、やっぱりどんどんどんどん賃金が上がることによって、人員の確保も数として大変になってくることの中で、そういうところについてもきちんと年収の壁の対策というのをきちんとやってくださいということを国に申し上げたいと思います。

それから発効日の話は先ほども話がありましたが、おっしゃるように労働者側からの話で生存権に関わるっていうようなことの中で、早く発効すべきだっていうことの主張も我々もわからんないです。片一方で大幅な引き上げが去年50円、今年60円やないかっていう話がありますけども、ここ2、3年でもう200円くらい上がっててくる話になってきます。来年またこのようになればかなり大きな話になってくるんで、段々段々苦しくなってくる、なってきてている状況も踏まえる中、先ほど、労働者側委員からもお話をしましたが金額を決めるっていう話の中で発効日について、今回中賃の方から地方にも議論しろという話がございました。ここでやっぱり全国共通でやってもらわないと、各地域において差が出るっていうのはいかがなもんかなという話もありますので、これ中賃の方できちっと決めていただく方がいいんちがうかなという意見もそういう出したらどうかなというふうにちょっと思っています。

それから裏面にまいりますが、これ審議会の運営って言葉が悪いのかわかりませんが、何を言てるかっていうと、骨太の方針にいわゆる超えればどうこうっていう話が書かれています。前も申し上げたんですけど、その超えたらって話もありますけど、まずもって中身が、支援策の中身が国においてもその担保されてない中で、言葉だけで議論しろっていうのもいかがなもんなのかなと。はっきり言ってこれはちょっととかなりしんどい話かなあと審議会全体としても話があると思います。例えば、具体策があってこういうことがあるからじゃあできませんかという議論とかそんな話はできると思うんですが、全くやりますやりますだけみたいになってるんで、そういうところの部分について、早急に具体的な支援策の決定と公表、あるいは、周知をしっかりと早くやってくださいということを申し上げたいなということで、案を作成させていただきました。以上です。

○廣谷部会長

はい、じゃあ公益の方から。

○岡田委員

はい、使用者側には詳細な案を作成していただきありがとうございました。この短時間の間にこれだけまとめていただいたということに感謝申し上げます。公益として意見としては、一応その使用者側の意見に修正というか意見として出すという形で申し上げますと、4番目の発効日のところですけれども、ここ労働者側の方の先ほどの法定発効が原則というのが、ここに労働者側に意見としては入れた方がいいのかなという気がするのですが、これは労働者側に御検討していただければというところで、ここはほんとに労使双方の見解が相違がありますので、両方必ず載せるということが必要かなというふうに思ってます。その上で、もし使用者側が差し支えなければ、労使なので労を先に出して使が次という、なんていうか別に順番の問題でどちらが上とか下じゃないんですけども、そっちの方が割と流れとしてわかりやすいかなと思うので、労働者側の意見、そして、使用者側の意見という形で載せればというふうに思っております。

最後、審議会運営のところですけれども、ここ書いてあることもっともなことでして、これにプラスして、先ほどの労働者側からの日程の話、これは労働者側の意見というよりは多分公益としても、今回の今年の最賃の日程がほんとにひどい日程だったということが、この和歌山県だけではなくて、全国共通の課題かというふうに思いますので、中賃の方に対して、地方でしっかりと審議ができる余裕のある日程で目安を出して欲しいということが、ここの審議会運営のところに2点目として追加してもいいかなというふうに考えておりますけれども、使用者側はそれで大丈夫ですか。

〈使用者側意見等なし〉

○岡田委員

審議会運営のところは、この支援策ちゃんと具体的に出せということと、日程きちんと確保しろということ。これがあるとないと、公益の調整のしやすさも全然違ってくると思いますので、私からは以上です。

○児玉委員

ちょっといいですか。

○廣谷部会長

はい、どうぞ。

○児玉委員

この最後のところの審議会運営の日程の話と、具体的な政策の中身の話があ

るんですが、そもそもそのところで骨太の方針にいわゆる馬人参っていう言葉が、今、ものすごく使用者側が各県で言ってるんですが、わかりやすく言いますとその目安を超える金額を出せば支援策しますよっていう、そもそもこういう文言が出てくること自体に政府に対する不信感というのが、使用者側にあるということ、そのことを踏まえての中身をしっかり示すべきだと、そういう主旨でありますので。日程については、早ければ早いなりの我らの地方の審議もできるということはそれは理解はしてるんですが、審議にあたる前提として、そこまで言うんだったらその中身の前にも、やっぱりかつこの文章自体に相当我々はこだわって、あるいは、脅迫めいたイメージでとらまえてるということを御理解いただきながら作文していただけたらと思います。以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では、他に御意見はございませんか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

では、修正案の作成に入ります。

○岡田委員

使用者側と労働者側でそれぞれ、使用者側も結構急いで作られたと思うので、今、児玉委員がおっしゃられたこととかというのでこれ自体の修正というのが多分必要じゃないかと思いますし、労働者側は多分文章をここに追加するっていうことが必要かと思うので、それぞれで協議をしていただいて、それぞれの修正案を、今、ここに持ち寄って、30分くらいで持ち寄っていただいたのを作つていただくというくらいでどうでしょうか。

○廣谷部会長

どうでしょうか。

○児玉委員

使用者側の方は、この作文で十分意を尽くせていないところもあるんですが、おおむねこれで。今、公益委員のお話があったところを加味していただいたものを修正版で作っていただいたら、事務局案は公益の了解の中で、そこをもう一回再修正いるかいらないかの議論で。

○岡田委員

もし労働者側が賛成していただければ、公益で先ほど私が言ったようなところを修正追加するといった形で、公益案として労使にお示しして、了解が得られたら報告書案という、それでいいですか。

〈意見等なし〉

○岡田委員

公益で案を作るということで。

○廣谷部会長

はい、一旦しばらくその時間をいただくということで、休会としまして傍聴の方は退席お願いします。

〈傍聴者退席する〉

〈公益代表委員が部会報告書修正案を作成〉

〈傍聴者が着席する〉

○廣谷部会長

では、再開します。それでは事務局は、案を配付してください。

〈事務局が部会報告書修正案を配付〉

○廣谷部会長

それでは、事務局は報告書案を朗読してください。

○事務局（谷本）

はい。

〈事務局が部会報告書修正案を朗読〉

○廣谷部会長

はい。では、修正案について御意見はございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

1点だけ、使用者側の方に、2ページ目の下から2段目、6行目「このような状況は」から始まる部分で「最低賃金審議の実効性のある審議」というのが、「審議」が重なるので「審議会の」にするか「審議の実効性の確保」にするか、どちらかかなと思うんですが。

○児玉委員

はい、おっしゃるとおりです。「審議会」で。

○廣谷部会長

ここは「最低賃金審議会の実効性のある」、あとはそのままということで。最低審議「会」の一文字を入れるということで、よろしくお願ひします。

○本庄委員

そんなには問題はないと思うんですが、1番のところの上から「政府の掲げる」のところの上から3行目「現行の補助制度」ってなっているところの問題はないと思うんですが、これ補助金制度とどっち、補助制度で問題ないですか。

○児玉委員

問題ないです。

○本庄委員

問題ないですか。はい、わかりました。

○児玉委員

逆にその私たちは急遽作った中で、おそらく労働局さんの方でこのあと色々な支援策の説明をいただける、我らも広報に努めるわけですけれど、書ききれてないその補助金制度が他にもあるような気がいたしますが、それは「等」とかで括っておいていいのかですね。

○事務局（谷本）

それで表記した方がいいと思います。多岐にわたってますので。

○児玉委員

この文章自体が外へ出てきますので、ある程度周知という意味ではわかりやすく書いとくっていうのもあるかなと思いつつ、我々としてもどこまで書いていいのかわからなかったものですから、主なものだけ書いているということな

のですが。

○事務局（谷本）

そこはそれで。結構です。

○廣谷部会長

では、よろしいでしょうか。労働者側はいかがでしょうか。

○濱地委員

ちょっと気になるところなんんですけど、1ページ目一番下、①の業務改善助成金について、というところで「設備投資や人材育成投資等を行わなくても活用できる等要件緩和」、いわゆるそういうもの、何もしなくても簡単に借りれるような制度、いわゆる県民住民が見たときに、税金なんですから、何かこうしなくともただ単に借りれるような制度って文言がいいのかどうか、ちょっと私引っかかったんですけど。

○児玉委員

何もしないわけではないんですけども、毎年ことで、設備投資っていうのをメインになってるんです。毎年毎年設備投資を耐えるかつてことなんですね。これ1回こっきりだったら、そういう要件緩和って話はしないんですけども、毎年のところで設備投資をする、そのための資金を自らそこ捻出しなくちゃいけないので、ここは今後も続くということを想定した中で、使い勝手のいい助成金制度についてそういう意味で要件緩和っていう表現でございます。何もしないわけありませんが、もう少し使い勝手のいいものにして欲しいという意味でございます。

○濱地委員

言われればわかるんですけど。これだけを見ると。

○廣谷部会長

そういう意味だということで、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

他に御意見はございませんか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

そしたら、先ほどのところだけ修正をしていただいて、一文字だけなんで確認するというよりも、もう本書を作成いただいて。

○事務局（谷本）

そうですね。報告書を作つてお配りして、確認でお願いできると。

○廣谷部会長

ではそういう形で進めたいと思います。

○事務局（谷本）

すみません。ちょっと時間かかるかもわからないので、一旦休会していただきて。

○廣谷部会長

そしたら、一旦休会とさせていただきます。傍聴者は退席をお願いします。

〈傍聴者が退席する〉

〈事務局が部会報告書を作成〉

〈傍聴者が着席する〉

○廣谷部会長

では、再開します。事務局は部会報告書を配付してください。

〈事務局が部会報告書を配付〉

○廣谷部会長

それでは、部会長から会長あてに本書を報告する形となります。

第1回本審において、審議会令第6条第5項を適用し、専門部会決議が全会一致の場合、部会決議を本審決議に代えることが採択されていますので、審議会会长から労働局長への答申文案についても確認したいと思います。

事務局は答申文案を配付して、朗読をお願いします。

○事務局（谷本）

しばらくお待ちください。

○岡田委員

次の答申文案なんですが、朗読なしでもいいですか。同じものですよね。

○事務局（谷本）

はい。確認いただいて。同じ内容のものですので。

○岡田委員

一番上が会長から局長になるだけですよね。

○事務局（谷本）

表題等が変わるだけです。

○廣谷部会長

配付いただいたら、御意見という形で進めたいと思います。

〈事務局が答申文案を配付〉

○廣谷部会長

では、ただ今、配付しました答申文案について、御意見ござりますか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

よろしいでしょうか。

それでは、本書をもって労働局長への答申としたいと思います。

○事務局（谷本）

それでは、答申文の原本を御用意いたします。

〈部会長が答申文を局長に交付〉

〈事務局が答申文写しを配付〉

○廣谷部会長

それでは、局長から御挨拶をいただけるということでありますので、よろしくお願いします。

〈局長あいさつ〉

○廣谷部会長

では、その他議題として何かございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

ないようでしたら、これで専門部会を終了いたします。

これまで大変熱心な審議の結果、全会一致での結論を得ることができました。本当にありがとうございました。